

令和8年度南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市における若者世代の移住・定住を図るための各種事業に係るプロモーションをより一層充実させるため、令和7年度に初めて南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業を実施し、一定の成果を得た。このため、令和7年度の成果を踏まえて、令和8年度においても引き続き同様の事業を実施するものである。

本事業の実施には専門的な知識・技術を必要とすることから、専門事業者に委託する必要がある。選定については、より効果的に本事業を実施するため、優れた企画内容を提示した事業者と契約を締結する公募型プロポーザル方式により行う。

本要領は、本事業に係る公募型プロポーザルの実施に当たって必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託

(2) これまでの経緯（事業の目的）

南国市は、高知県の中央部に位置し、空の玄関・高知龍馬空港、陸の玄関・高知自動車道南国IC及びJR土讃線後免駅を有する等、県外からのアクセス機能が良い立地にあることから、「ゆとりある準都会生活始めてみませんか」をキャッチフレーズとして、移住促進施策に取り組んでおり、令和6年度には、127組227人の移住者、99件の移住相談件数の実績が上がった。

令和7年度からは、高知県が行う人口減少対策と歩調を合わせて、特に若年層（34歳以下）の移住者の呼び込み及び本市への定着を強化することとし、同年度においては、「南国市UIターン移住支援補助金」及び「南国市新規卒業学生新生活応援補助金」の制度の新設に加えて、市の移住施策としては初めてデジタルマーケティング事業に取り組んだ。同事業においては、ランディングページの作成及び当該ランディングページに誘導するウェブ広告の配信による市の周知に力を入れ、結果、本市の認知者を増加させることに成功した。

しかしながら、ウェブ広告配信期間（令和7年12月～翌2月）における県外在住の34歳以下の移住相談件数は18件と、過去の同期間の実績（R6:9件、R5:8件）と比較して多い数値ではあるが、移住フェア等イベントでの相談件数を除外した数値（電話、対面又はメールによる相談件数）は、4件（R6:1件、R5:2件）であり、同事業により明確に増加したとは言い難いところである。

このため、本年度も引き続き、若年層（34歳以下）の移住者の呼び込み及び本市への定着を図ることを目的として、令和7年度の結果（実施要領別紙「令和7年度南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業について」を参照のこと。）を踏まえた上で、本事業を実施するものである。

(3) 事業内容

別紙「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 見積限度額

4, 000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県及び南国市から指名停止等の措置を現に受けていない者であること。
- (3) 本店及び高知県内に所在する営業所等が国税、都道府県民税、市区町村税を滞納していない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第3条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 過去3年度以内（令和5年度以降）に別紙「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託仕様書」に掲げる業務と同種又は類似の業務の実績があること。なお、本事業における「同種又は類似の業務」とは、同仕様書の2の業務1においては「公的機関のプロモーション動画の作成業務」、業務2においては「公的機関に係る動画を使った情報発信業務」とし、いずれも移住関連の業務に限らない。

5 プロポーザルに関する質問及び回答

プロポーザルに関する質問等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出様式 質問様式第1号
- (2) 提出期限 令和8年7月3日（金）15時まで（必着）
- (3) 提出先 「15 問い合わせ先」と同じ
- (4) 提出方法 以下に注意の上、電子メールにて提出すること。なお、要望、意見等及び電話等での問い合わせは、一切受け付けない。
 - ア メールの件名を「公募型プロポーザル（移住関係）に関する質問書」とすること。
 - イ 質問内容を記入した質問様式を添付した上でメール送信すること。
 - ウ メール送信後、「15 問い合わせ先」の担当者に送信した旨を必ず電話にて連絡し、市へのメール到着を確認すること。
 - エ 上記アからウまでを上記提出期限に記載する時間までに完了させること。
※市への電話の着信が15時までにあること。ただし、15時までに着信

があった場合でも、市においてメール到着を確認できないときは、15時より後の再送信は原則として認めない。

オ 送信先は、以下のメールアドレスとすること。

送信先：n-community@city.nankoku.lg.jp

- (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに、南国市ホームページにて公開する。

6 参加申込み

プロポーザルに関する参加申込みは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類及び提出部数 次の表のとおりとする。

提出書類の名称	様式又は発行場所	提出部数
① 参加申込書	参加様式第1号（A4サイズ）	各1部
② 事業者概要・業務経歴書	参加様式第2号（A4サイズ）	
③ 登記事項証明書（写し可）	地方法務局	
④ 国税に係る納税証明書（写し可）	税務署	
⑤ 都道府県税に係る「全税目について滞納（未納）のない証明書」（写し可）	都道府県	
⑥ 市町村税に係る「全税目について滞納（未納）のない証明書」（写し可）	市町村	
⑦ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	参加様式第3号（A4サイズ）	
<p><u>注意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・③から⑥までの書類は、参加申込書提出日から遡って3箇月以内に発行されたものに限る。 ・④については、未納税額のない証明書（その3の3）を提出すること。 ・⑤及び⑥については、本店所在地（参加申込者が支店等の場合は、本店及び当該支店等の所在地）の自治体が発行する当該書類を提出すること。なお、東京都が所在地の場合は、当該書類を発行していないことから、以下の書類を提出すること。 ☑直近事業年度の「法人事業税・特別税」と「法人都民税」の未納がないことが確認できる納税証明書 ・「写し可」のものについては、コピー機等により複写したものであって、ほぼ原寸大の鮮明なものに限る。 		

- (2) 提出期限 令和8年7月10日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出先 「15 問い合わせ先」と同じ
- (4) 提出方法 次のいずれかによること。
- ア 南国市役所4階企画課コミュニティ推進係まで持参
- イ 郵送（書留、レターパック等、配達記録が残る方法に限る。上記提出期限までに必着のこと。）

7 参加要件確認及び参加資格確認結果通知書の送付

上記6に定めるところにより参加申込書及び関係書類を提出した者について、上記4に定める参加資格の審査を行い、次のとおり参加資格確認結果通知書を送付する。

- (1) 通知日 令和8年7月14日（火）までに
- (2) 通知方法 参加資格確認結果通知書を郵送するとともに、その旨を電子メールにて通知する。

なお、参加資格を有すると認められなかった者は、当該通知書を受けた日の翌日から起算して7日以内に、任意の様式による書面により、参加資格を有すると認められないことについての説明を求めることができる。

8 企画提案書の作成及び提出

参加資格を有すると認められた者は、別紙「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託仕様書」の内容を踏まえ、企画提案書を次に定めるところにより作成し、提出すること。なお、不備がある場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出書類及び提出部数 次の表のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数
① 企画提案書届出書	提案様式第1号（A4サイズ）	原本1部
② 企画提案書（スケジュール案含む。）	任意様式 ※下記(2)参照のこと。	②～④の順に編纂したものを1部として、 原本1部、副本6部
③ 実施体制表	提案様式第2号（A4サイズ）	
④ 見積書	任意様式（A4サイズ） ※下記(3)参照のこと。	
注意事項 ・提出した企画提案書及び関係書類の法人情報の非公開を希望する場合は、上記に加えて、情報非公開希望申立書（提案様式第3号）を提出すること。（下記13参照のこと。）		

- (2) 提出書類②の企画提案書の作成要領

ア スケジュール案を含めて、片面15ページ以内で作成すること。なお、表紙を作成する場合は、表紙を含めて15ページ以内とすること。（表紙の作成は必須ではない。）

イ A4又はA3サイズとし、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページとして換算するとともに、A4サイズの大きさに折って編纂すること。

ウ 見やすく、わかりやすく、かつ、具体的なものとなるよう留意すること。

エ 契約後に履行できない誇張した記述、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述はしないこと。

オ 事業の目的を達成するため、上記3に記載する見積限度額の範囲内で可能な限りの提案をすること。

カ 提案においては、特に、別紙「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託仕様書」の「2 業務ごとの目的、内容等」の記載及び「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託公募型プロポーザル審査要領」の「5 評価基準」に留意し、行うこと。

キ 提案に当たっては、理由や根拠となるデータを示すこと。

- (3) 提出書類④の見積書の作成要領

- ア 「一式」とせず、業務ごと、個々の経費ごとに、できる限り詳細に記載すること。
- イ 上記3に記載する見積限度額の範囲内とすること。
- (4) 提出期限 令和8年7月22日(水)17時まで
※この期限までに提出がない者は、辞退したものとみなす。
- (5) 提出先 「15 問い合わせ先」と同じ
- (6) 提出方法 次のいずれかによること。
 - ア 南国市役所4階企画課コミュニティ推進係まで持参
 - イ 郵送(書留、レターパック等、配達記録が残る方法に限る。上記提出期限までに必着のこと。)
- (7) 留意事項
 - ア 企画提案は、一者につき、1提案に限る。
 - イ 提出書類は、全てまとめて一度に提出すること(分割して提出することは認めない。)
 - ウ 提出後の書類の追加及び修正は認めない。
 - エ 提出書類が次の事項に該当するときは、失格とする。
 - (ア) 虚偽の内容が記載されていることが認められるとき。
 - (イ) 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないことが認められるとき。

9 審査

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルに係る審査を公正に行い、委託事業者の候補者及び次点者を選定するために「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

別途定める「南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、一次審査として書類審査(参加者が6者以上の場合のみ)を、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。なお、一次審査の実施の有無は、上記7に記載する参加資格確認結果通知書にてお知らせするものとし、仮に当該お知らせ後参加を辞退する者等が現れ、参加者が5者以下となった場合は、速やかにお知らせする。

10 審査結果

審査結果は、全ての参加者に通知書を郵送するとともに、その旨を電子メールにて通知する。

11 契約の締結

上記9により委託事業者の候補者に選定された者と企画提案書等の内容をもとにして事業実施についての協議を行い、協議が調ったときに、南国市及び委託事業者の候補者に選定された者との間で契約を締結する。この場合において、協議が調わないときは、上記9により次点者に選定されたものと当該協議を行うこととする。

12 日程

令和8年6月26日(金)	公募開始
令和8年7月3日(金)15時	質問の提出期限
令和8年7月7日(火)までに	質問への回答

令和8年7月10日（金）17時	参加申込書及び関係書類の提出期限
令和8年7月14日（火）までに	参加資格確認結果通知書の通知 ※一次審査の有無をその内容に含む。
令和8年7月22日（水）17時	企画提案書及び関係書類の提出期限
令和8年7月29日（水）予定	審査委員会（一次審査）開催 ※参加者が6者以上の場合のみ
令和8年7月30日（木）予定	一次審査結果の通知 ※参加者が6者以上の場合のみ
令和8年8月6日（木）予定	審査委員会（二次審査）開催 ※プレゼンテーション実施日
令和8年8月7日（金）以後	二次審査結果の通知

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（南国市及び審査委員会での使用に限る。）
- (3) 提出された企画提案書及び関係書類は、南国市行政情報公開条例（平成13年南国市条例第39号）に基づく公開請求があった場合は、公開の対象になる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報（以下この号において「法人情報」という。）は、同条例第6条第3号の規定により非公開情報となるため、提出した企画提案書及び関係書類の法人情報の非公開を希望する場合は、情報非公開希望申立書（提案様式第3号）を提出すること。
 なお、公開又は非公開の判断は、提出された情報公開希望申立書に基づき行うものでなく、同申立書の内容を参考として、同条例に基づき、南国市が判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには、利用しない。

1.4 その他

- (1) 上記6の参加申込書及び関係書類を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、次のいずれかに該当した場合は、失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査の公平性を害するおそれのある行為があった場合
 - ウ 審査委員会の委員、南国市の職員その他のプロポーザル関係者に対して、プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ 社会通念上、参加者としてふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

1.5 問い合わせ先

〒783-8501 南国市大桶甲2301番地
 南国市企画課コミュニティ推進係（担当）仲野
 電話：088-880-6553（直通）
 FAX：088-863-1167（代表）
 メール：n-community@city.nankoku.lg.jp